

平成26年度富山市入札監視委員会（再苦情申立審議）の概要

工 事 件 名	神通大橋上部工補修工事
工 事 概 要	鋼桁補修工 (P1-P4) N=1式 橋梁足場工 (P1-P4) N=1式 橋梁防護工 (P1-P4) N=1式 工場製作工 N=1式 施工調査工 N=1式
入札参加資格	業種：鋼構造物 平成11年4月1日以降に官公庁等発注の橋梁（鋼橋）上部工（桁等主要部材）の補修又は補強工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
再 苦 情 申 立 者	株式会社エステック
開催日時・場所	第1回 平成26年9月1日（月）午後2時 富山市役所806会議室 第2回 平成26年9月22日（月）午後2時 富山市役所第3委員会室
委 員 （委員数5名）	委員長 古 田 俊 吉（富山大学名誉教授） 委 員 新 畑 彬（大沢野地域審議会会長） 委 員 大 石 貴 之（弁護士） 委 員 彼 谷 環（富山国際大学准教授）（第2回については欠席） 委 員 猿 田 淳 子（税理士）
審 議 の 概 要	<p>市が考える同種工事は、橋梁の性能として日常的に求められる耐力などについて、設計通りの性能を発揮できるよう、橋梁上部構造の主体そのものに補修・補強を施した事例である旨、委員に説明を行なった。</p> <p>一方、再苦情申立人においては、施工箇所が桁等の主要部材であれば、桁本体に本来求められる耐荷力を確保する工事だけではなく、上部構造の付属物工に分類される落橋防止装置設置工も要件を満たすと解釈したものと推測されるが、応札前に本案件公告の資格要件に該当するか否かの確認を市に対して行なわなかったことが、同種工事の施工実績を誤認したまま応札した理由ではないかとの意見が出された。</p> <p>本案件公告の表示については、応札者によって異なった解釈を生じさせるような曖昧さはあるものの、不適切な表示とまでは言えないが、入札参加有資格者の全てが、市の入札方式に即した適切な応札ができるまでには、市の入札制度は浸透していないのではとの疑問が提示された。</p> <p>このことを受け、入札参加資格の設定及びその表示について、今後、できるだけ明確で理解しやすく表現する方向での検討を行うこと及び、市の入札制度について一層の周知が図られることを望むとの意見があった。以上のことから、公告に定めた施工実績の認否は、「同種工事の施工実績調書」の記載内容について、一貫した技術的知見に基づいた判断によって行われており、その評価は不適切とは言えず、再苦情の申立は認め難いとの結論に達した。</p>
委 員 会 の 意 見	<p>再苦情申立人が同種工事として提出した施工実績の非認定理由については、技術的知見に基づいたものと考えられ、市の判断は、妥当であると判断する。</p> <p>ただし、公告文における入札参加資格等入札条件の表示については、検討の余地が残ると考えられる。</p>